

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年4月1日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第1号

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第5項第3号」を「第13条第7項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)